



# 目 次

## ☆トピックス

- (1) 第76回定時総会について（お知らせ） ..... 1
- (2) 令和5年度 大分河川国道事務所災害協定締結式に出席 ..... 2
- (3) 由布市観光PRラッピングトラック出発式を開催 ..... 3
- (4) 公益社団法人大分県トラック協会長（優良従業員）表彰  
被表彰者の推薦について（再公募） ..... 4
- (5) 運行管理者試験対策研修会の開催について ..... 5
- (6) 街頭啓発活動（事故ゼロの日）の実施結果 ..... 7

## ☆業界だより

- (1) 2023年度 貨物自動車運送事業安全性評価事業  
(Gマーク制度)に係る取扱いについて ..... 9
- (2) 令和5年度「トラック運送業界における不正改造車排除運動」の実施について ..... 13
- (3) 令和5年度環境対応車導入促進助成事業について ..... 16

## ☆行政だより

- (1) 「労働者の疲労蓄積度自己診断チェックリスト」等の周知について ..... 17
- (2) 新型コロナウイルス感染症に関する今後の対応について ..... 21

## ☆国税だより ..... 23

## ☆大分産業機械技能教習所だより ..... 24

## ☆陸災防だより ..... 25

## ☆お知らせ

- (1) 会員名簿訂正方のお願ひ ..... 27
- (2) 新入会員紹介 ..... 28
- (3) 燃料情報 ..... 28
- (4) 行事予定表 ..... 30
- (5) 帳票関係FAX注文書 ..... 31

当誌「大分トラック情報」がホームページにて閲覧可能となっております。  
閲覧用パスワードは「6311」です。

## 第76回定時総会について（お知らせ）

第76回定時総会を下記のとおり開催します。

詳細につきましては、案内を郵送しておりますので、ご確認下さい。

### 記

1. 開催日時 令和5年6月19日(月) 13:00～
2. 内 容 第76回定時総会  
大分県トラック事業政治連盟通常総会  
陸災防大分県支部通常総会
3. 場 所 大分県トラック会館 5階「大会議室」  
住 所:大分市向原西1-1-27  
電話番号:097-558-6311

## 令和5年度 大分河川国道事務所災害協定締結式に出席

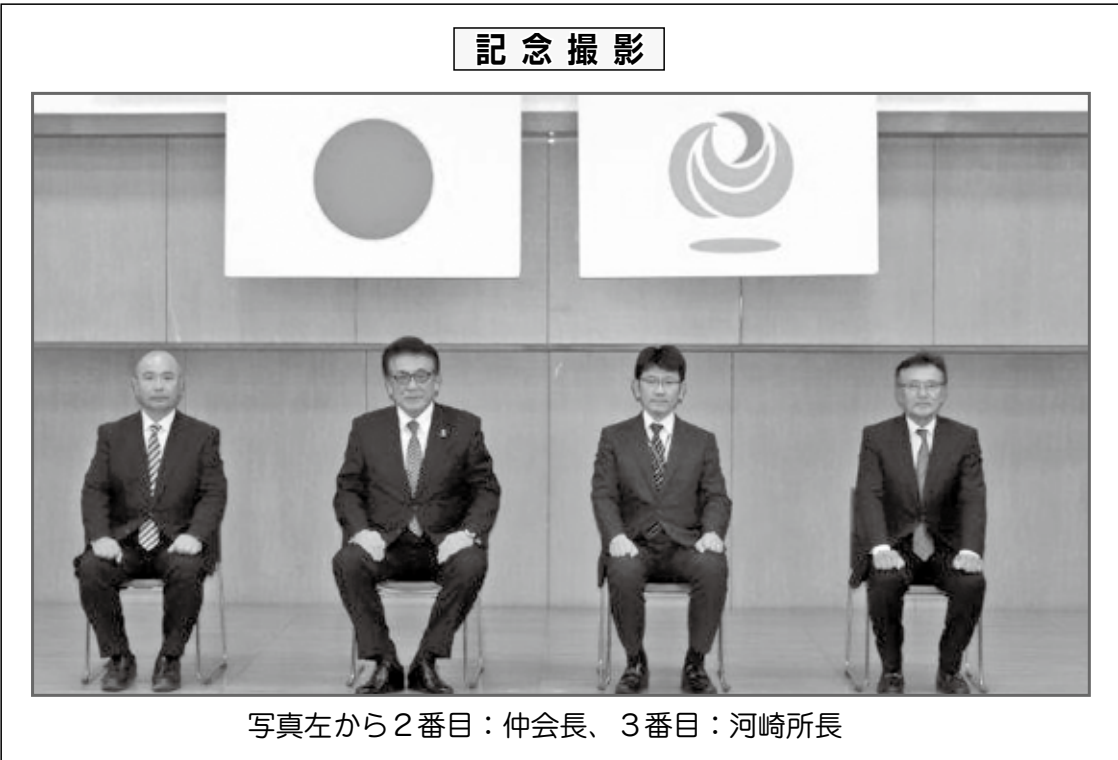
(公社)大分県トラック協会仲浩会長は、4月11日(火)15時30分から、J:COMホルトホール大分において開催された「令和5年度大分河川国道事務所災害協定締結式」に出席した。

締結式は、はじめに九州地方整備局大分河川国道事務所の河崎拓実所長が、最近の自然災害が大規模になっていることに触れ、危機対応についての必要性を述べ協力を求めた後、協定者が登壇し、協定書・確認書に署名した。

引き続き、協定締結業者を代表して、後藤建設株式会社の久保田隆司社長から、「災害に備え、各機関の専門分野を活かした迅速な災害対応のため、情報を密にして鋭意取り組みたい」と挨拶があった。

大分県トラック協会は、災害発生時または発生の恐れがある場合に、資材等の運搬に支障が生じた際に、大分河川国道事務所長からの要請により、運搬支援を行い被害の拡大防止等に資することを

目的とし、2016年(平成28年)11月4日に同協定を初締結して以降、毎年更新を行っている。



## 由布市観光PRラッピングトラック出発式を開催 大分西支部が由布市役所でラッピングトラックの出発式

(公社)大分県トラック協会大分西支部(三宮俊二支部長)は4月21日、由布市庄内町柿原の由布市役所駐車場において、ラッピングトラックの出発式を開催した。

式には、由布市から相馬尊重由布市長と小石英毅副市長、県ト協からは仲浩会長、山下柁規副会長、三宮俊二大分西支部長、坂本光广大分西支部大分南分会長、(株)城東運輸の平岳人代表、一番運輸(株)の藤田憲靖社長(ラッピング施工会社)が出席した。



仲会長



相馬市長

開式のことばを小石由布副市長が述べたのち、相馬由布市長が「由布市の観光事業はコロナ禍の影響でこの2、3年は大きな打撃を受けたが、徐々に観光客が戻りつつある。また、来年には福岡・大分デスティネーションキャンペーンが始まるので、積極的に当市の魅力をPRして地域経済の活性化につなげていきたいと考えている。今回のラッピングトラックは、由布市が観光の発展に官民挙げて取り組んでいる姿勢を県内外に広くPRできるものと考えている。このトラックを目にした皆さんが、是非、由布市に行ってみてほしいと思っただけのものとは期待している。」と述べた。

続いて、県ト協の仲会長が「大分県トラック協会の理事会で交通安全と併せて、地方創生のお手伝いをするため、県内18市町村と連携してトラックを活用した広報を行うことにした。前年度に6台完成し、今年度は残り12台を整備、2年で合計18台のラッピングトラックを作っていく。今回、由布市のご協力、今からラッピングトラックが出発していく。これまでのご支援に心から感謝申しあげる。」と述べた。

次に、出席者の紹介が行われたのち、大ト協大分西支部大分南分会の坂本分会長から、今回のラッピングトラック作製の経緯やデザイン等についての説明が行われた。

ラッピングトラックの前で出席者全員で記念撮影を行ったあと、全国へ向けラッピングトラックは由布市役所を出発した。



出発するラッピングトラック



左から、(株)城東運輸の平代表、小石副市長、相馬市長  
仲会長、山下副会長、三宮大分西支部長  
坂本大分南分会長、一番運輸(株)の藤田社長

## 公益社団法人大分県トラック協会長（優良従業員）表彰 被表彰者の推薦について（再公募）

標記表彰について令和5年1月に公募を行いました。本年度から選考基準の年数を変更したため再度公募を行います。

つきましては、選考基準に該当する従業員について必要書類を添付のうえ、ご推薦いただきますようお願いいたします。（記入例は協会HPに掲載していますのでご参照ください。）

なお、令和5年の公募に推薦いただいた方につきましては、改めての推薦は不要です。また、ご不明な点がございましたら、協会事務局（TEL 097-558-6311 担当：宮原）までお問い合わせ下さい。

### 1. 変更点：選考基準

- |              |   |          |
|--------------|---|----------|
| (イ) 勤続 7年以上  | → | 勤続 5年以上  |
| (ロ) 勤続 15年以上 | → | 勤続 15年以上 |
| (ハ) 勤続 25年以上 | → | 勤続 25年以上 |

### 2. 必要書類

- (1) 候補者推薦名簿（第1号様式）
- (2) 功績調書（第2号様式）
- (3) 履歴書（第3号様式）

2. 提出期限 令和5年6月12日(月) ※必着

3. 選考基準 ※（公社）大分県トラック協会表彰規程による

※表彰者には記念品を贈呈します。

## 運行管理者試験対策研修会の開催について

令和5年度第1回運行管理者試験の受験を予定されている方を対象とした研修会を下記のとおり開催いたします。

研修受講を希望される方は、研修受講申込書（コピーで可）を協会事務局宛にご返送ください。（FAX 097-552-1591）

また、会場の都合で、定員になり次第締め切らせて頂きますのでご了承願います。

### 記

- 1. 日 時** 令和5年7月1日(土) 9時00分～16時00分予定
- 2. 場 所** 大分県トラック会館 5階 大会議室  
大分市向原西1-1-27 TEL 097-558-6311
- 3. 受講料** 無 料（使用するテキストは各自で購入して下さい。）  
※研修会で使用するテキストは、事前に下記の所で購入して下さい。  
（テキスト代 2,640円）  
※前回受験し、下記の会社の「令和4年版」をお持ちの方はそちらでも結構です。
- 4. 定 員** 50名
- 5. 申込期限** 令和5年6月17日(金)
- 6. 持 参 品** テキスト（輸送文研社「**令和5年版問題集**」）  
筆記具
- 7. テキストの注文方法** 輸送文研社（[yuso-bunken.cpo.jp](http://yuso-bunken.cpo.jp)）  
アクセスの上、書籍案内の「貨物編過去の問題の解説と実践模擬問題」をクリックし、注文フォーマットから購入して下さい。

# 令和5年度第1回運行管理者試験 運行管理者試験対策研修会 申込書

会社名	
連絡先	

受講者氏名	テキスト
	( ) 購入済み ( ) 購入予定 (予定日 月 日)
	( ) 購入済み ( ) 購入予定 (予定日 月 日)

※テキストの購入方法が判らない場合は、トラック協会にお問合せ下さい。

(TEL 097-558-6311)

締切	6月17日(金)
送付先	(公社) 大分県トラック協会 fax 097-552-1591



# 街頭啓発活動（事故ゼロの日）の実施結果

## 〈地域に密着した交通安全活動を展開〉

支部・分会等は、各種交通安全運動期間中や毎月20日を「事故ゼロの日」と定め、街頭啓発活動を実施しています。以下は、令和5年4月に実施された活動です。

### 4月に実施した支部・分会の街頭啓発活動

支部名/分会名		時 間	場 所	事業所数	人 数	実施日
大分西	中央西	7:30~8:00	大分市新川町 新川交差点	5社	12人	4月20日
	大分南	7:30~8:00	大分市 白滝橋交差点	5社	7人	4月20日
大分東	大分東	7:30~8:00	大分市 大分東警察署前	21社	21人	4月10日 4月21日
別 杵	国 東	7:30~8:00	国東市 鶴川交差点	4社	16人	4月20日
県 北	中 津	7:45~8:15	中津市 田尻交差点	14社	24人	4月20日
	宇佐・ 豊後高田	7:45~8:15	宇佐市 柳ヶ浦高校前	10社	11人	4月20日
西 部	玖 珠	7:30~8:00	玖珠郡玖珠町山田 玖珠分会事務所前	3社	4人	4月20日
	日 田	7:30~8:00	日田市 玉川交差点	4社	5人	4月20日
県 南	白 津	11:00~11:30	臼杵市 臼杵津久見警察署前	16社	16人	4月20日
	佐 伯	7:30~8:00	佐伯市 佐伯警察署前	8社	9人	4月20日

※4月25日現在、報告受理分のみ掲載

参加：90社、延べ125名

# 街頭啓発活動の様子



中津分会



宇佐・豊後高田分会



国東分会



日田分会



玖珠分会



大分南分会



佐伯分会



臼津分会

# 2023年度 貨物自動車運送事業安全性評価事業（Gマーク制度）に係る取扱いについて

## 新型コロナウイルス感染防止に係る特例措置

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関（全日本トラック協会）では、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、2023年度貨物自動車運送事業安全性評価事業「Gマーク制度」において、下記のとおり特例措置を講じます。

### 評価項目に係る特例措置

#### Ⅲ 安全性に対する取組の積極性（配点 20 点）

新型コロナウイルス感染拡大の影響で実施できなかった取組について、下記の自認項目に限り、別に定める自認書で評価をいたします。

##### 自認項目グループ 1 - (2) 外部の研修機関・研修会への運転者等の派遣

2022年7月2日～2023年7月1日に予定されていた外部機関の研修会について、感染拡大の影響で開催されなかったものについては、自認書（別紙1）で確認いたします。

##### 自認項目グループ 2 - (1) 事業所内での安全対策会議の定期的な実施

感染拡大の影響により開催が困難であった安全対策会議について、自認書（別紙2）で確認致します。

【判断基準②】 過去3年間（2020年7月2日～2023年7月1日）において毎年1回実施

→ 2020年7月2日～2021年7月1日又は2021年7月2日～2022年7月1日に開催する安全対策会議のうち、いずれか1回のみ自認書にて確認します。

2020年7月2日～2021年7月1日に1回開催	対象	いずれか1回は開催が必要
2021年7月2日～2022年7月1日に1回開催	対象	
2022年7月2日～2023年7月1日に1回開催	対象外	開催が必要

※「判断基準」における会議開催回数の数え方（詳細）については、申請案内のP.36にてご確認ください。

注意：【判断基準①】は特例措置の対象になりません。

過去1年間（2022年7月2日～2023年7月1日）において2回以上実施

##### 自認項目グループ 2 - (3) 荷主企業、協力会社又は下請会社との安全対策会議の定期的な実施

感染拡大の影響により開催が困難であった安全対策会議について、自認書（別紙3）で確認致します。

【判断基準②】 過去3年間（2020年7月2日～2023年7月1日）において毎年1回実施

→ 2020年7月2日～2021年7月1日又は2021年7月2日～2022年7月1日に開催する安全対策会議のうち、いずれか1回のみ自認書にて確認します。

2020年7月2日～2021年7月1日に1回開催	対象	いずれか1回は開催が必要
2021年7月2日～2022年7月1日に1回開催	対象	
2022年7月2日～2023年7月1日に1回開催	対象外	開催が必要

※「判断基準」における会議開催回数の数え方（詳細）については、申請案内のP.40にてご確認ください。

注意：【判断基準①】は特例措置の対象になりません。

過去1年間（2022年7月2日～2023年7月1日）において2回以上実施

2023年 月 日

事業者名：\_\_\_\_\_

事業所（営業所）名：\_\_\_\_\_

代表者（営業所）氏名：\_\_\_\_\_

**自認項目グループ1-(2)**

「外部の研修機関・研修会への運転者等の派遣」に係る自認書

当事業所（営業所）は、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、下記研修会の参加が困難であったことを自認いたします。（対象期間：2022年7月2日～2023年7月1日）

開催日時 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日開催予定

開催研修会名 \_\_\_\_\_

開催場所 \_\_\_\_\_

開催外部機関名 \_\_\_\_\_

参加予定者氏名 \_\_\_\_\_、

\_\_\_\_\_、

2023年 月 日

事業者名：\_\_\_\_\_

事業所（営業所）名：\_\_\_\_\_

代表者（営業所）氏名：\_\_\_\_\_

**自認項目グループ2-(1)**

「事業所内での安全対策会議の定期的な実施」に係る自認書

当事業所（営業所）は、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、下記会議の開催が困難であったことを自認いたします。（対象期間：2020年7月2日～2021年7月1日又は2021年7月2日～2022年7月1日）

開催日時 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日開催予定

開催会議名 \_\_\_\_\_

開催場所 \_\_\_\_\_

参加予定者氏名 \_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_

(対象期間)

2020年7月2日～2021年7月1日	いずれか1回が対象
2021年7月2日～2022年7月1日	
2022年7月2日～2023年7月1日	対象外

※2回分、提出することはできません。

※参加予定者氏名は、フルネームで記載して下さい

2023年 月 日

事業者名： \_\_\_\_\_

事業所（営業所）名： \_\_\_\_\_

代表者（営業所）氏名： \_\_\_\_\_

**自認項目グループ2-(3)**

「荷主企業、協力会社又は下請会社との安全対策会議の定期的な実施」に係る  
自認書

当事業所（営業所）は、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、下記会議の  
開催が困難であったことを自認いたします。（対象期間：2020年7月2日～2021  
年7月1日又は2021年7月2日～2022年7月1日）

開催日時 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日開催予定

開催会議名 \_\_\_\_\_

開催場所 \_\_\_\_\_

当事業所参加  
予定者氏名 \_\_\_\_\_、 \_\_\_\_\_、 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_、 \_\_\_\_\_、 \_\_\_\_\_

（対象期間）

2020年7月2日～2021年7月1日	いずれか1回が対象
2021年7月2日～2022年7月1日	
2022年7月2日～2023年7月1日	対象外

※2回分、提出することはできません。

※参加予定者氏名は、フルネームで記載して下さい

# 令和5年度「トラック運送業界における不正改造車排除運動」の実施について

(公社)全日本トラック協会では、年間を通じて「不正改造車排除運動」を実施しておりますが、大分県では6月の1か月間を強化月間として、特に重点をおいて運動を実施します。

つきましては、下記実施要領により「不正改造車排除運動」に取り組みますので、本運動にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

また、「不正改造防止自主点検票」を活用し、所有車両等について定期的な自主点検の実施に努めるよう、よろしくお願いいたします。

## 実施要領

### 1. 目的

我が国の交通事故の発生件数等の現状を見ると、依然として改善が求められる状況であり、暴走行為、過積載等を目的とした不正改造車は、安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因の一つとなっている。

このような状況に鑑み、国土交通省を中心とした「不正改造車を排除する運動」が展開されるが、トラック運送業界としても、トラックを対象を絞り、全国的に不正改造車を排除するために、各都道府県トラック協会の協力を得て、積極的な運動を展開する。

### 2. 実施期間

「不正改造車排除運動」は年間を通じた運動とするが、地域の事情や要請を考慮して各都道府県トラック協会が設定する1ヶ月間を強化月間とし、特に重点をおいて運動を実施する。

### 3. 不正改造項目

#### 《重点排除項目》

- (1) タイヤ及びホイール(回転部分)の車体外へのはみ出し
- (2) 灯光の色が不適切な灯火器及び回転灯等の取付け並びに保安基準上、装備が義務化されている灯火器(例:側面方向指示器)の取外し
- (3) 前面ガラスならびに運転者席及び助手席の窓ガラスへの着色フィルム等の貼付(貼付状態で可視光線透過率70%未満)
- (4) マフラーの切断・取外し及び騒音低減機構を容易に取外せる等の基準不適合マフラーの装着
- (5) 大型貨物自動車の速度抑制装置の取外し、解除又は不正な改造、変更等

#### 《基本排除項目》

- (1) 直前直左の周辺状況を確認するための鏡、又はカメラ及び画像表示装置の取外し
- (2) 前面ガラスへの装飾板の装着

## ●業界だより

---

- (3) 土砂等を運搬するダンプ車の荷台にさし枠の取付け及びリアバンパ（突入防止装置）の切断・取外し
- (4) 基準外のウイング（エア・スポイラ）の取付け
- (5) シートベルト警報装置を解除する用品等の取付け
- (6) 不正な二次架装

## 4. 実施内容

- (1) 全ト協「広報とらっく」5月15日号に運動内容を掲載し、トラック事業者等へ周知を図る。
- (2) 全ト協ホームページ上に「不正改造車排除運動」の実施内容及び自主点検票を掲載し、トラック事業者等へ周知を図る。
- (3) 適正化事業巡回指導時において、事業所への啓発・指導を実施する。

## 5. 各都道府県トラック協会へのお願い

- (1) 全ト協「広報とらっく」、「全ト協ホームページ」掲載の実施内容を参考にして、各地方トラック協会独自の取り組みを含めて実施計画を策定し、積極的に運動を実施するようお願いいたします。
- (2) 各地方トラック協会の運動については、各都道府県トラック協会の強化月間終了後、実施結果を別添4により、速やかに全ト協交通・環境部あてに提出するようお願いいたします。



整理番号

## 不正改造防止自主点検票

点検実施の日	年 月 日	点検実施の者	職責		
			氏名		
事業者名					
事業場名					
点検事項	点検内容			チェック欄	
				適	要改善
事業場関係者の所有車両等の状況	不正改造車両の有無	社用車	無	有( 台)	
		従業員車両	無	有( 台)	
		販売車両	無	有( 台)	
		その他	無	有( 台)	
不正改造防止についての事業場内の管理体制	事業場における運動実施責任者の選任状況				
	社用車、従業員車両及び販売車両の定期的な確認				
	不正改造の防止についての従業員に対する教育の実施状況				
	休日・深夜等に事業場が無断使用されていないことの確認				
不正改造車への対応と措置	不正改造車両の整備の依頼があった場合における不正改造部位の確実な復元等、ユーザーに対する適切な対応				
	上記ユーザーが拒否した場合の関係機関に対する情報提供				
	ユーザーから不正改造の依頼があった場合の拒否				

- 注 1. 点検実施日現在の状況を確認し、その結果をチェック欄に「レ」で記入して下さい。  
 2. 点検については、事業場内において定期的に行うことをお奨めします。

## 令和5年度環境対応車導入促進助成事業について

(公社)全日本トラック協会は、温室効果ガスの排出削減と地球環境の保全を図ることを目的として、環境対応車の導入を行う各都道府県トラック協会会員事業者に対し、必要な経費の一部を助成します。

この助成事業は、各都道府県トラック協会を通じて、下記の通り実施いたしますので、お申し込み等の詳細につきましては、ご所属のトラック協会にお問い合わせ下さい。

なお、各都道府県トラック協会において独自に要綱を定めている場合があるため、詳細は所属の協会にお問い合わせ下さい。

### ◎車両総重量2.5トン超の下記の車両のうち、令和5年4月3日(金)から令和6年3月8日(金)の間に新車登録が完了する車両

助成対象車両および助成金交付額			
天然ガス自動車 (新車)	内燃機関の燃料として可燃性ガスを用いる自動車で、当該自動車に係る自動車検査証記録事項の燃料欄に当該自動車の燃料がLNGもしくはCNGと記載されているもの	車両総重量12トン超	100万円
		最大積載量4トン以上	45.9万円
		最大積載量4トン未満	12.2万円
		バイフューエル車	5万円
ハイブリッド自動車 (新車)	内燃機関を有する自動車と併せて電気又は蓄圧器に蓄えられた圧力を動力源として用いるものであり、かつ、当該自動車に係る自動車検査証記録事項の備考欄に当該自動車がハイブリッド車と記載されているもの	車両総重量12トン超	30万円
		最大積載量4トン以上	33.5万円
		最大積載量4トン未満	9.7万円
電気自動車 (新車)	搭載された電池によって駆動される電動機を原動機とする自動車で、当該自動車に係る自動車検査証記録事項の燃料欄に当該自動車の燃料が電気と記載されているもの	車両総重量2.5トン超	30万円

## 「労働者の疲労蓄積度自己診断チェックリスト」等の周知について

今般、中央労働災害防止協会において作成され、広く活用されている「労働者の疲労蓄積度自己診断チェックリスト」等が改正されたことを踏まえ、厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長より、通達が発出されました。

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条の8第1項において規定している医師による面接指導については、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第52条の2第1項において、「休憩時間を除き一週間あたり40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間がひと月あたり80時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる者であること」と要件を規定しています。

この疲労の蓄積の状況を確認するため、「労働者の疲労蓄積度自己診断チェックリスト」及び「家族による労働者の疲労蓄積度チェックリスト」（平成16年6月公表。以下「労働者チェックリスト等」という。）が中央労働災害防止協会により作成され、広く活用されているところです。

今般、最新の知見等を踏まえ、中央労働災害防止協会において、労働者チェックリスト等について新たに項目の追加等の見直しを行い、食欲、睡眠、勤務間インターバルに関する項目を追加する等の改正を行いました。

改正後の労働者チェックリスト等を活用し、働く人の健康管理が適正に行われるよう、傘下の団体、会員事業場等の関係者に対する周知方ご協力をお願いいたします。

本チェックリストは（公社）全日本トラック協会のホームページに掲載されていますので、周知等にご活用ください。

### 記

#### 【全ト協ホームページ】

HOME > 会員の皆様へ > 労働対策 >

「労働者の疲労蓄積度自己診断チェックリスト」等の周知について

[https://jta.or.jp/member/rodo/fatigue\\_checklist.html](https://jta.or.jp/member/rodo/fatigue_checklist.html)

●疲労蓄積度自己診断チェックリスト①

労働者の疲労蓄積度自己診断チェックリスト（2023年改正版）

記入者 \_\_\_\_\_ 実施日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

このチェックリストは、労働者の疲労蓄積を、自覚症状と勤務の状況から判定するものです。

1. 最近1か月間の自覚症状

各質問に対し、最も当てはまる項目の□に✓を付けてください。

1. イライラする	<input type="checkbox"/> ほとんどない (0)	<input type="checkbox"/> 時々ある (1)	<input type="checkbox"/> よくある (3)
2. 不安だ	<input type="checkbox"/> ほとんどない (0)	<input type="checkbox"/> 時々ある (1)	<input type="checkbox"/> よくある (3)
3. 落ち着かない	<input type="checkbox"/> ほとんどない (0)	<input type="checkbox"/> 時々ある (1)	<input type="checkbox"/> よくある (3)
4. ゆうつだ	<input type="checkbox"/> ほとんどない (0)	<input type="checkbox"/> 時々ある (1)	<input type="checkbox"/> よくある (3)
5. よく眠れない	<input type="checkbox"/> ほとんどない (0)	<input type="checkbox"/> 時々ある (1)	<input type="checkbox"/> よくある (3)
6. 体の調子が悪い	<input type="checkbox"/> ほとんどない (0)	<input type="checkbox"/> 時々ある (1)	<input type="checkbox"/> よくある (3)
7. 物事に集中できない	<input type="checkbox"/> ほとんどない (0)	<input type="checkbox"/> 時々ある (1)	<input type="checkbox"/> よくある (3)
8. することに間違いが多い	<input type="checkbox"/> ほとんどない (0)	<input type="checkbox"/> 時々ある (1)	<input type="checkbox"/> よくある (3)
9. 工作中、強い眠気に襲われる	<input type="checkbox"/> ほとんどない (0)	<input type="checkbox"/> 時々ある (1)	<input type="checkbox"/> よくある (3)
10. やる気が出ない	<input type="checkbox"/> ほとんどない (0)	<input type="checkbox"/> 時々ある (1)	<input type="checkbox"/> よくある (3)
11. へとへとだ（運動後を除く）★1	<input type="checkbox"/> ほとんどない (0)	<input type="checkbox"/> 時々ある (1)	<input type="checkbox"/> よくある (3)
12. 朝、起きた時、ぐったりした疲れを感じる	<input type="checkbox"/> ほとんどない (0)	<input type="checkbox"/> 時々ある (1)	<input type="checkbox"/> よくある (3)
13. 以前とくらべて、疲れやすい	<input type="checkbox"/> ほとんどない (0)	<input type="checkbox"/> 時々ある (1)	<input type="checkbox"/> よくある (3)
14. 食欲がないと感じる	<input type="checkbox"/> ほとんどない (0)	<input type="checkbox"/> 時々ある (1)	<input type="checkbox"/> よくある (3)

★1：へとへと：非常に疲れて体に力がなくなったさま

<自覚症状の評価> 各々の答えの（ ）内の数字を全て加算してください。 合計 \_\_\_\_\_ 点

I： 0－2点	II： 3－7点	III： 8－14点	IV： 15点以上
---------	----------	------------	-----------

2. 最近1か月間の勤務の状況

各質問に対し、最も当てはまる項目の□に✓を付けてください。

1. 1か月の労働時間（時間外・休日労働時間を含む）	<input type="checkbox"/> 適当（0）	<input type="checkbox"/> 多い（1）	<input type="checkbox"/> 非常に多い（3）
2. 不規則な勤務（予定の変更、突如の仕事）	<input type="checkbox"/> 少ない（0）	<input type="checkbox"/> 多い（1）	—
3. 出張に伴う負担（頻度・拘束時間・時差など）	<input type="checkbox"/> ない又は小さい（0）	<input type="checkbox"/> 大きい（1）	—
4. 深夜勤務に伴う負担 ★2	<input type="checkbox"/> ない又は小さい（0）	<input type="checkbox"/> 大きい（1）	<input type="checkbox"/> 非常に大きい（3）
5. 休憩・仮眠の時間数及び施設	<input type="checkbox"/> 適切である（0）	<input type="checkbox"/> 不適切である（1）	—
6. 仕事についての身体的負担 ★3	<input type="checkbox"/> 小さい（0）	<input type="checkbox"/> 大きい（1）	<input type="checkbox"/> 非常に大きい（3）
7. 仕事についての精神的負担	<input type="checkbox"/> 小さい（0）	<input type="checkbox"/> 大きい（1）	<input type="checkbox"/> 非常に大きい（3）
8. 職場・顧客等の人間関係による負担	<input type="checkbox"/> 小さい（0）	<input type="checkbox"/> 大きい（1）	<input type="checkbox"/> 非常に大きい（3）
9. 時間内に処理しきれない仕事	<input type="checkbox"/> 少ない（0）	<input type="checkbox"/> 多い（1）	<input type="checkbox"/> 非常に多い（3）
10. 自分のペースでできない仕事	<input type="checkbox"/> 少ない（0）	<input type="checkbox"/> 多い（1）	<input type="checkbox"/> 非常に多い（3）
11. 勤務時間外でも仕事のことが気にかけて仕方ない	<input type="checkbox"/> ほとんどない（0）	<input type="checkbox"/> 時々ある（1）	<input type="checkbox"/> よくある（3）
12. 勤務日の睡眠時間	<input type="checkbox"/> 十分（0）	<input type="checkbox"/> やや足りない（1）	<input type="checkbox"/> 足りない（3）
13. 終業時刻から次の始業時刻の間にある休息时间 ★4	<input type="checkbox"/> 十分（0）	<input type="checkbox"/> やや足りない（1）	<input type="checkbox"/> 足りない（3）

★2：深夜勤務の頻度や時間数などから総合的に判断してください。

深夜勤務は、深夜時間帯（午後10時～午前5時）の一部または全部を含む勤務をいいます。

★3：肉体的作業や寒冷・暑熱作業などの身体的な面での負担をいいます。

★4：これを勤務間インターバルといいます。

<勤務の状況の評価> 各々の答えの（ ）内の数字を全て加算してください。 合計 \_\_\_\_\_ 点

A: 0点	B: 1～5点	C: 6～11点	D: 12点以上
-------	---------	----------	----------

## ●疲労蓄積度自己診断チェックリスト③

### 3. 総合判定

次の表を用い、自覚症状、勤務の状況の評価から、あなたの疲労蓄積度の点数（0～7）を求めてください。

【疲労蓄積度点数表】

		勤務の状況			
		A	B	C	D
自覚症状	I	0	0	2	4
	II	0	1	3	5
	III	0	2	4	6
	IV	1	3	5	7

※ 糖尿病、高血圧症等の疾患がある方は判定が正しく行われぬ可能性があります。

あなたの疲労蓄積度の点数： \_\_\_\_\_ 点（0～7）

判定	点数	疲労蓄積度
	0～1	低いと考えられる
	2～3	やや高いと考えられる
	4～5	高いと考えられる
	6～7	非常に高いと考えられる

### 4. 疲労蓄積予防のための対策

あなたの疲労蓄積度はいかがでしたか？本チェックリストでは、健康障害防止の視点から、これまでの医学研究の結果などに基づいて、疲労蓄積度が判定できます。疲労蓄積度の点数が2～7の人は、疲労が蓄積されている可能性があり、チェックリストの2に掲載されている“勤務の状況”の項目（点数が1または3である項目）の改善が必要です。個人の裁量で改善可能な項目については、自分でそれらの項目の改善を行ってください。**個人の裁量で改善不可能な項目については、勤務の状況を改善しよう上司や産業医等に相談してください。**なお、仕事以外のライフスタイルに原因があつて自覚症状が多い場合も見受けられますので、睡眠や休養などを見直すことも大切なことです。疲労を蓄積させないためには、負担を減らし、一方で睡眠・休養をしっかりと取る必要があります。労働時間の短縮は、仕事による負担を減らすと同時に、睡眠・休養が取りやすくなることから、効果的な疲労蓄積の予防法のひとつと考えられています。あなたの時間外・休日労働時間が月45時間を超えていれば、是非、労働時間の短縮を検討してください。

# 新型コロナウイルス感染症に関する今後の対応について

標記について、大分県新型コロナウイルス感染症対策本部ならびに大分県社会経済再活性化緊急推進本部から、令和5年4月25日付けで周知依頼がありました。

## 1. 感染の状況

県内の一日あたりの新規感染者数は、3/15以降連続して100人を下回っており、小康状態を保っています。病床使用率も、ここ1か月は5%を割り込み、極めて低い水準で安定しています。県民一人ひとりの感染対策へのご理解・ご協力のおかげであり、あらためて御礼申し上げます。

## 2. 5類への移行

こうした中、5/8から新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが、季節性インフルエンザと同等の5類へと変更されます。この大きな転換点を迎え、県としても、県民の皆様が不安を感じないように、万全を期してまいります。

まず、医療提供体制ですが、医師会等の協力の下、入院受入医療機関は、これまでの57病院から5/8からは130病院へと大幅に増えます。外来対応医療機関も563か所から9月末までには650か所を目標に順次拡大していきます。このように、多くの医療機関で入院が可能になることや、感染者の隔離が不要となることを踏まえ、宿泊療養施設は5/8に廃止します。

さらに、受診先が分からない方や検査で陽性となり体調が急変した方のために、専用の相談ダイヤルを5/8に開設し、看護師等が24時間体制で相談に応じます。

また、感染者の入院勧告や就業制限、濃厚接触者の自宅待機などの行動制限がなくなります。ただし、陽性となった方は、5日間の自宅療養期間の目安が示されましたので、他人に感染させないように、引き続き、細心の注意を払ってください。

なお、コロナ発熱・受診相談ダイヤルは、「097-573-3015」です。

## 3. 高齢者施設等への対策

5類以降後であっても、これまでどおり、高齢者、基礎疾患のある方、妊産婦は、重症化リスクもあり、引き続き注意が必要です。

特に、本県の第8波（4/24時点）における死亡者の平均年齢は84.9歳となっており、高齢者への対策は重要です。

このため、県では、高齢者施設等で感染が確認された際の集中的検査や、クラスター発生時のゾーニング等の感染対策の指導、施設内療養体制への財政的支援は、継続します。

併せて、高齢者施設等への往診・派遣に協力する医療機関が確保できるように、保健所が引き続き、施設からの相談に応じます。

#### 4. ワクチン接種

5/8以降、高齢者や基礎疾患のある方、医療従事者等を対象に、重症化防止を目的として、順次ワクチン接種が始まります。なお、妊産婦も、主治医の判断によって接種ができます。

また、9月からは、5歳以上のすべての方を対象にした接種が予定されています。

ワクチン接種については、引き続き、自己負担なく接種できますので、希望される方は、接種をお願いします。

#### 5. 基本的な感染対策

マスクの着用は個人の判断となっていますが、高齢者等重症化リスクのある方への感染を防ぐため、医療機関や高齢者施設等、あるいは混雑した電車・バスでは、着用を推奨します。

また、換気や手洗いは基本的な感染対策として有効ですので、引き続き励行をお願いします。

#### 6. 社会経済の再活性化

持ち直しが続く県内景気を更に上向かせるため、物価上昇に見合う価格転嫁や賃上げの環境づくりも促進しながら、県経済を民需主導の自律的な成長路線へと戻していかなければなりません。

このため、総額130億円のプレミアム商品券事業第3弾や、新しいおおいた旅割第2弾（7/20宿泊分まで延長）により、県内全域での消費を喚起していきます。

また、来春開催する福岡・大分デスティネーションキャンペーンの成功に向けて、5/10に全国宣伝販売促進会議を開催し、全国から来県する旅行会社等に本県の魅力をアピールします。

このほか、人手不足を補い営業力や生産性を高めるためのDXや、スタートアップの視野拡大、インバウンドの完全復活に向けた観光産業の強化、カーボンニュートラルに向けたGX、地域課題を解決するドローン等の先端技術や宇宙港への挑戦など、県経済の成長につながる取組を推進していきます。

#### 7. 結び

3年余りにわたって、県民の皆様には様々なお願いをし、大変ご不便をおかけしましたが、ご理解・ご協力を賜り、感謝いたします。感染状況が落ち着いてきたこともあり、5類移行を契機に、5/7をもって県の新型コロナウイルス感染症対策本部及び社会経済再活性化緊急推進本部は廃止します。今後は、メリハリの効いた感染対策の下、社会経済の再活性化に全力を挙げ、コロナとの共生を更に進めていきます。



## 国税だより

### ◎所得税及び復興特別所得税の予定納税（第1期分）をお忘れなく

令和5年分の「所得税及び復興特別所得税」の予定納税（第1期分）の納期限は、令和5年7月31日(月)です。納期限までに、金融機関又は所轄税務署の窓口で納付してください。

なお、金融機関の預貯金口座から引き落としとなる「振替納税」が大変便利です。利用されていない方は、是非ご利用ください。

また、令和4年12月から利用可能となった国税のスマホアプリ納付も大変便利です。詳しくは国税庁ホームページの「スマホアプリ納付の手続」([https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/smartphone\\_nofu/index.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/smartphone_nofu/index.htm))をご覧ください。

(注) 予定納税とは、前年分の確定申告に基づき計算した予定納税基準額が15万円以上である場合に、その年の「所得税及び復興特別所得税」の一部をあらかじめ納付する制度です。詳しくは、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) をご覧ください。

### ◎契約書や領収書と印紙税

私たちは、毎日の生活の中で、いろいろな文書を作成したり、受け取ったりしています。

これらの文書の中には、印紙税が掛かるものがあります。

印紙税が掛かる文書は、金銭借用証書、不動産売買契約書、工事請負契約書などの契約書のほか、約束手形、領収書、金銭の受取通帳など、20種類に分類されています。

印紙税は、印紙税の掛かる文書を作成した人が、定められた金額の収入印紙をその文書に貼り付け、これに消印をして納める税金です。

文書を作成する場合は、印紙税のパンフレット（国税庁ホームページに掲載）等を参考に次のことに注意していただき、印紙税が掛かるかどうか、税額がいくらかなどを確認して、間違いのないようにしてください。

1. 覚書、念書、差入証などは、印紙税法上の契約書になる場合があります。
2. 申込書、注文書、依頼書などの文書でも印紙税が掛かる場合があります。
3. 仮契約書、予約契約書及び仮領収書にも印紙税が掛かります。
4. レジスターから打ち出されるレシートにも印紙税が掛かります。

印紙税についてお分かりにならないことがありましたら、一般的な事項は国税庁ホームページをご覧ください、個別のご相談は最寄りの税務署へお尋ねください。

◇ パソコン及びスマホから

([https:// www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/inshi.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/inshi.htm))

○大分税務署（電話 097-532-4171）※自動音声案内

# 大分産業機械技能教習所だより

## 【令和5年度 技能講習・実技教習計画、講習料一覧表】

試験種別		講習内容		講習料		講習実施月日		
区別	種類	受講資格	日数	時間	受講料	テキスト代	6月	7月
免許	移動式クレーン 登録第38号	全科（学科・実技）	5日	26H	99,000	4,565	5日～9日	
		実技のみ	4日	9H	90,200		5日～8日	
技能講習	車両系建設機械 登録第36号	大型特殊運転免許所持者 小型車両系特別教育所持者（3ヶ月以上）	2日	14H	49,500	1,430	20日～21日	4日～5日 18日～19日
		全科（学科・実技）	6日	38H	93,500	1,430	12日～16日と 19日 26日～30日と 7月3日	7日と 10日～14日 24日～28日と 31日
	解体用 登録第3-21号	車両系（整地等・旧解体）技能講習所持者	1日	5H	16,500	1,606	9日 22日	6日 20日
	不整地運搬車 登録第3-23号	車両系（整地等）技能講習所持者 大型特殊免許所持者	2日	11H	35,200	1,606	12日～13日	
	高所作業車 登録第3-22号	移動式・小型移動式クレーン技能講習所持者	2日	12H	37,400	1,914	5日～6日 28日～29日	10日～11日 18日～19日
		普通運転免許所持者	3日	14H	38,500	1,914	5日～7日	10日～12日
		普通運転免許なし	3日	17H	47,300	1,914	28日～30日	18日～20日
	小型移動式クレーン 登録第3-20号	玉掛・床上ク技能講習クレーン免許所持者	3日	16H	41,800	1,370	6日～8日 14日～16日 28日～30日	3日～5日 26日～28日
		免除なし	3日	20H	46,200	1,370		
	玉掛 登録第41号	小ク・床上ク技能講習移ク・クレーン免許所持者	3日	15H	19,800	1,650	21日～23日	5日～7日 19日～21日
免除なし		3日	19H	24,200	1,650			
フォークリフト 登録第4-1号	大型・中型・普通運転免許所持者	フォークリフト特別教育（3ヶ月） 大型特殊免許所持者（キャタピラ限定なし）	2日	11H	16,500	1,650	6日と12日	10日と14日
		1班 2班 土・日	4日	31H	29,700	1,650	6日～9日 13日～16日 19日～22日	10日～13日 31日～8/3日
	普通運転免許なし	5日	35H	30,800	1,650	5日～9日	1日～2日と 8日～9日	
	3日～4日と 10日～11日	5日	35H	30,800	1,650	5日～9日	1日～2日と 8日～9日	
ショベル 登録第4-2号	大型特殊免許所持者（キャタピラ限定なし）	2日	11H	15,400	1,870	受講希望者が一定の人数に達した時点で実施を検討します。		
	大型・中型・普通運転免許所持者	5日	31H	31,900	1,870			
特別教育	クレーン等（吊り上げ過重5トン未満）	2日	13H	12,100	1,705	1日～2日 19日～20日	3日～4日 18日～19日	
	小型車両系（機体質量3トン未満）	2日	13H	12,100	1,370	26日～27日	31日～8/1日	
	ローラー（制限なし）	2日	10H	12,100	1,397	26日～27日		
	フォークリフト（最大荷重1トン未満）	2日	12H	12,100	1,650	1日～2日	3日～4日	
職長・安全衛生責任者教育	2日	14H	12,100	1,650	12日～13日 26日～27日	13日～14日 24日～25日		
熱中症予防労働衛生教育	1日	3.5H	4,400	1,430	5日	21日		

（問い合わせ先）

※受講申込みの際に、助成金利用の旨をお知らせ下さい。

大分労働局長登録教習機関  
 一般社団法人 **大分産業機械技能教習所**  
 〒870-0905 大分市向原西1-5-11

☎ (097) 554-2246  
 FAX (097) 554-2248

# 陸災防だより

## 令和5年度 講習案内

### ～ 現場の安全は、教育から ～

◆受講希望日が決まりましたら、電話にてご予約下さい。  
(講習月の2ヶ月前から受付開始、予約締切は講習日3週間前まで)

- |  |  |
|--|--|
| ◎はい作業主任者技能講習 (定員各50名)<br>大分労働局長登録・登録番号第48-5号<br>(2024年3月30日まで有効) | 6月26日(月)・27日(火)<br>10月17日(火)・18日(水)<br>1月22日(月)・23日(火) |
| ◎積卸し作業指揮者安全教育 (定員30名)  | 7月14日(金)   |
| ◎車両系荷役運搬機械等作業指揮者安全教育 (定員30名)                                     | 9月5日(火)  |
| ◎交通労働災害防止担当管理者教育 (定員20名)   | 10月6日(金)   |

#### 【受講料等のご案内】 (税込)

講習名	受講資格	受講料	テキスト代
はい作業主任者	はい付け、はい崩しの実務経験3年以上	8,800円	1,595円
積卸し作業指揮者		7,700円	1,925円
車両系荷役運搬機械		7,700円	1,925円
交通労災防止管理担当者	運行管理者基礎講習修了証の写し	5,500円	1,595円

#### 【振込先】

大分銀行 中島支店 普通 146070 陸災防大分県支部 (リクサイボウオオイトケンシブ)

※振込手数料は、貴社負担でお願い致します。

※振込は講習日の2週間前までにお済ませ下さい。(申込書も2週間前までに提出ください。)

※振込でお支払いされた場合、領収証は発行致しません。領収証が必要な場合は、窓口及び現金書留にてお願い致します。

※フォークリフト及びショベルローダー等運転技能講習の業務廃止に伴い、当支部で取得された修了証の再交付・書替は「技能講習修了証明書発行事務局」での手続きとなります。  
(HP:<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/gino/>・TEL:03-3452-3371、3372)

#### 〔問い合わせ先〕

**陸上貨物運送事業労働災害防止協会  
大分県支部**

☎ (097) 556-7866

FAX (097) 552-1591

〒870-0905 大分市向原西1丁目1-27  
大分県トラック会館内

縦3.0cm 横2.4cm  
 写真の裏に氏名  
 を記入のこと。  
 デジカメ 不可  
 カラーコピー 不可  
**写真1枚**  
 (貼らないこと)

# 受講申込書(修了証台帳)

TEL 097-556-7866

FAX 097-552-1591

受講 年月日	自 令和 年 月 日	受講講習名	
	至 令和 年 月 日		

フリガナ 氏名	男 ・ 女	※ 修了証 交付	番号 年月日	第 号 令和 年 月 日
生年月日	昭和 平成 年 月 日			
現住所	〒 [ ][ ][ ][ ] - [ ][ ][ ][ ]		TEL	- -
			携帯電話	- -
			FAX	- -
勤務先 所在地	〒 [ ][ ][ ][ ] - [ ][ ][ ][ ]		TEL	- -
			FAX	- -
フリガナ 名称			※ 事業主 証明	昭和・平成 年 月から 平成・令和 年 月まで 経験 年 ヶ月 (印)

下欄に、本人確認書類(自動車運転免許証)の写しを添付して下さい。

自動車運転免許証(写)	

- 注 1) ※印以外の欄は、申込者において記載のこと。  
 2) 事業主証明は、特定の場合を除き不要のこと。  
 (特定の場合とは、はい作業主任者技能講習を指す。)

申込年月日	令和 年 月 日
申込者氏名 (受講者本人)	(印)

※	資格証写	写 真	講習料	担当者	実施管理者
照 合			現金・振込		
入金日 / 受講料		テキスト代	合計	円	

## 会員名簿訂正方のお願ひ

下記のとおり、会員事業所において事業計画変更がありましたので、お知らせします。

頁数	旧	新	変更の種別
1	(株)博運社大分営業所 牟田口 崇	梅木 智己	代表者の変更
2	日鉄物流大分(株) 大塚 良朗	船方 秀司	代表者の変更
3	(株)上組大分支店鶴崎出張所 松崎 弘芳	松尾 和彦	代表者の変更
5	九州産交運輸(株)大分事業所 高橋 辰己	中村 俊彦	代表者の変更
6	下関通運(株)大分営業所 吉田 浩之	角谷 直樹	代表者の変更
13	日本郵便(株)大分東郵便局 金岡 康	野田 哲也	代表者の変更
15	フジトランスポート(株)大分支店 福田 康宏	山本 高志	代表者の変更
16	鶴海運輸(株) 大分市大字大在2番地	大分市大字大在2番11	住所の変更
16	センコー(株)北九州支店大分営業所 森川 晃	大原 拓也	代表者の変更
18	(株)大福物流大分営業所 田中 洋司	吉田 隆三	代表者の変更
19	(株)博運社大分生協営業所 牟田口 崇	梅木 智己	代表者の変更
31	セイノースーパーエクスプレス(株)北大分営業所 河津 隆盛	近藤 賢哉	代表者の変更
33	(有)天本興業中津営業所 TEL 080-8889-0317 FAX 0973-26-6007	TEL 0979-43-5533 FAX 0979-43-5533	TEL 番号の変更 FAX 番号の変更
41	三坂商事(坂中 公彦) TEL 0974-22-3550 FAX 0974-22-3550	TEL 0974-22-7151 FAX 0974-22-7151	TEL 番号の変更 FAX 番号の変更

# 新入会員紹介

下記の方が、入会されましたので、ご紹介します。

会 社 名	代表者名	種別	営業所の位置	車 両 数					TEL
				普	小	被	霊	計	FAX
えぬえつくすきやつしゅろじすていくす かぶしきかいしゃ きゅうしゅうしてん おおいたせんたー NXキャッシュ・ロジスティクス 株式会社 九州支店大分センター 令和5年4月11日	まつもと こうじ 松元 幸司	一般	大分市弁天3丁目1番6号	3	23			26	097-573-4743 ----- 097-532-6680
かぶしきかいしゃ さんふらわあえくすぶれす おおいたえいぎょうしよ 株式会社 さんふらわあエクスプレス 大分営業所 令和5年4月19日	よしだ やすのぶ 吉田 安伸	一般	大分市生石5丁目3番1号	10		90		100	097-533-8811 ----- 097-537-2698

## 燃 料 情 報

令和5年3月末現在で調査した県内の  
軽油価格は次のとおりです。

### 軽油価格調査一覧表

#### 1. 価 格 (円)

	価 格 (県内)		
	最高	最低	平均
スタンド平均	142.0	111.0	123.3
ローリー平均	124.3	106.8	110.9
カード平均	143.3	110.8	119.7

#### 2. 購入メーカー

	件数	割合
J X 日 鉱 日 石	6	23.1
出 光	5	19.2
昭 和 シ ェ ル	2	7.7
エクソンモービル	0	0.0
キ グ ナ ス	1	3.8
コ ス モ	7	26.9
そ の 他	5	19.2
合 計	26	100.0

区分	月	22年										23年		
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
スタンド 平 均	大 分	125.4	128.3	131.4	124.3	125.8	128.4	123.9	122.3	125.0	124.7	123.2	123.3	
	全 国	123.9	120.0	125.4	121.6	119.7	120.0	119.9	120.2	120.7	120.4	119.5	120.8	
ローリー 平 均	大 分	115.2	110.6	115.2	112.6	110.0	111.3	112.3	111.1	111.3	111.0	110.1	110.9	
	全 国	114.2	109.3	114.9	110.5	109.1	110.6	110.1	109.4	110.1	110.2	109.0	110.2	
カ ー ド 平 均	大 分	122.4	117.3	125.7	119.4	119.2	121.2	120.3	118.2	118.8	118.8	118.4	119.7	
	全 国	124.1	119.3	124.2	120.7	119.0	120.1	119.3	120.0	119.5	119.6	118.4	119.2	

注) 平均価格は県ト協、全ト協調べ (消費税抜きの価格)

注) スタンド: スタンドと特約をしている値段の平均

# 軽油価格調査集計表 (令和5年3月)

令和5年4月25日現在  
(公社)全日本トラック協会

令和5年3月 単純計算表 地区:九州(沖縄除)

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
	122.44	111.37	122.16

令和5年3月 元売別集計表 地区:九州(沖縄除)

元売名	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
E N E O S	127.33	110.79	125.32
出光昭和シェル	120.08	111.74	120.72
エクソンモービル			
キグナス			
コスモ	128.00	108.05	
その他	112.20	112.25	119.85

令和5年3月 購入量別集計表 地区:九州(沖縄除)

月間購入量	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30キロリットル未満	123.69	111.20	123.04
30～50キロリットル未満	110.30	112.88	113.96
50～100キロリットル未満		111.68	
100キロリットル以上	110.80	110.09	

令和5年3月 支払期限別集計表 地区:九州(沖縄除)

支払期限	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30日未満	119.21	112.83	117.03
30～60日未満	124.28	111.31	122.71
60日以上	120.60	109.78	

軽油価格推移表 地区:九州(沖縄除)

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
令和4年11月	120.92	110.98	123.54
令和4年12月	121.54	111.37	121.68
令和5年1月	122.13	110.75	122.56
令和5年2月	121.00	110.18	120.76
令和5年3月	124.44	111.37	122.16

※消費税抜きの価格となります。

## 行事予定表（5月16日～6月15日）

日	曜	行 事
16	火	2023年度貨物自動車運送事業安全性評価事業申請に係る事業者向け説明会（13:30 Zoom） 県ト協 労働委員会（13:30 大分県トラック会館中会議室）
17	水	
18	木	正・副会長会（11:00 大分県トラック会館） 県ト協 第1回定時理事会（13:00 大分県トラック会館） 通常理事会（第1回）（一社）大分産業機械技能教習所（15:00 大分県トラック会館）
19	金	県ト協 女性部会 通常総会（15:00 Maison de N）
20	土	大分県トラック協会別杵支部総会（15:00 幸喜屋（日出町）） 2023年度大分県トラック協会県北支部通常総会（18:00 ヴィラルーチェ）
21	日	
22	月	
23	火	県ト協 引越部会 通常総会（13:00 大分県トラック会館中会議室） 県ト協 青年部 通常総会（17:30 アートホテル大分）
24	水	高等学校進路（就職）指導担当教諭と大分県トラック協会役員等との意見交換会（14:00 大分県トラック会館）
25	木	
26	金	全ト協 第11回税制委員会（13:00 全日本トラック総合会館） 全ト協 海上コンテナ部会 正副会長会及び各トラック協会海上コンテナ部会長合同会議（15:00 新横浜プリンスホテル）
27	土	
28	日	
29	月	
30	火	
31	水	
6/1	木	令和5年度運行管理者等基礎講習（10:00 大分県トラック会館大会議室） 全ト協 第200回理事会（14:15 全日本トラック総合会館）
2	金	令和5年度運行管理者等基礎講習（10:00 大分県トラック会館大会議室）
3	土	令和5年度運行管理者等基礎講習（10:00 大分県トラック会館大会議室）
4	日	
5	月	大分県交通安全推進協議会委員会（10:30 ホルトホール）
6	火	
7	水	
8	木	
9	金	
10	土	
11	日	
12	月	
13	火	令和5年度（公社）全日本トラック協会 重量部会総会（16:00 ホテル日航大分オアシスタワー）
14	水	
15	木	



## 帳票関係FAX注文書

(公社) 大分県トラック協会 宛 (FAX:097-552-1591)

令和 年 月 日

		単 位	単価(円)	ご 注 文 部 数
1	運転日報 (基本)	100枚	220	
2	運転日報 (応用)	100枚	407	
3	乗務日報	100枚	352	
4	日常点検記録簿	1冊	176	
5	日常点検記録簿 (トレーラ)	1冊	176	
6	点呼記録表 (25名用A)	100枚	781	
7	点呼記録表 (25名用B)	100枚	781	
8	点呼記録表 (12名用A)	100枚	451	
9	点呼記録表 (12名用B)	100枚	451	
10	点呼記録表ファイル (12名用)	1個	1,595	
11	点検整備記録簿	1冊	396	
12	車輛管理台帳	1冊	286	
13	運転者台帳	50枚	660	
14	運転者台帳ファイル	1冊	990	
15	運行管理者届	1枚	77	
16	整備管理者届	1枚	77	
17	運行管理規程	1冊	264	
18	整備管理規程	1冊	198	
19	タコチャート紙 M7-120	1箱	660	
20	タコチャート紙 M7-140	1箱	660	
21	タコチャート紙 M26-120	1箱	660	
22	タコチャート紙 M26-140	1箱	660	
23	運送約款 (掲示用)	1枚	132	
24	運送約款 (冊子)	1冊	198	
25	運行指示書 (輸送文研社)	1冊	627	
26	運行指示書 (アルプス印刷)	30枚	451	

ご住所 (〒      )	お電話 (      )      -
貴社名	担当者名

※この帳票注文書をコピーして必要事項を記入のうえFAXにて送付してください。  
ご記入いただきました個人情報については、帳票注文に係る業務以外の目的には利用いたしません。

# 貨物自動車における荷役作業時の墜落・転落防止対策の充実に係る 労働安全衛生規則等の一部改正のポイント

## 昇降設備の設置が義務付けられる貨物自動車の範囲の拡大 [令和5年10月1日施行]

- 最大積載量が「**2トン以上**」の貨物自動車で荷を積み卸す作業を行うときは、昇降設備を設置することが義務となります。
- 昇降設備は、「床面と荷台との間の昇降」「床面と荷の上との間の昇降」のいずれにも必要です。
- 昇降設備には、踏み台等の可搬式のもののほか、貨物自動車に設置されている昇降用のステップも含まれます。
- テールゲートリフターを中間位置で停止させてステップとして使用する場合は、そのテールゲートリフターが「昇降設備」となります。



昇降設備の例

## 保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲の拡大 [令和5年10月1日施行]

- 次のいずれかに該当する貨物自動車で荷を積み卸す作業を行うときは、保護帽の着用が義務となります。
  - 最大積載量5トン以上
  - 最大積載量2トン以上5トン未満で、荷台の側面が開放できるもの（あおりのない荷台のあるもの、平ボディ車、ウイング車など）
  - 最大積載量2トン以上5トン未満で、テールゲートリフターが設置されているもの（テールゲートリフターで荷の積卸を行うときに限る。）
- 保護帽は、型式検定（国家検定）に合格した「**墜落時保護用**」の製品を使用しなければなりません。



## テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育の義務化

[令和6年2月1日施行]

- 荷を積み卸す作業を伴うテールゲートリフターの操作の業務が、特別教育の対象となります。【学科4時間・実技2時間】
  - 貨物自動車に設置されたテールゲートリフターが対象です。
  - 荷を積み卸す作業を伴わない定期点検等の業務は対象外です。
  - 介護用の車両に設置された車いす用の装置等は対象外です。
- テールゲートリフターの稼働スイッチの操作だけでなく、荷のキャストーストッパー等の操作、昇降板の開閉や格納など、テールゲートリフターを使用する業務も対象となります。
- 荷を積み込んだロールボックスパレット等をテールゲートリフターの昇降板に乗せ、又は卸す作業を行う者も、できる限り特別教育を受けることが望ましいです。



## 運転位置から離れる場合の措置 [令和5年10月1日施行]

- 運転席とテールゲートリフターの操作位置が異なる場合は、運転者が運転位置を離れる場合に義務付けられている ①エンジン停止と、②荷役装置を最低降下位置に置くこと が適用除外となります。ただし、ブレーキを確実にかける等の逸走防止措置は必要です。

詳しくは陸上貨物運送事業労働災害防止協会の特設ページをご覧ください。

<http://rikusai.or.jp/measures/niyakuboushi/#kisoku>

